

役員等の日当に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 大桜会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の法人業務に携わった時の日当について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員をいう。

第2章 報酬等

(報酬)

第3条 役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり日当を支給する。

(1) 理事、監事

1日 4時間以内 10,315円（源泉所得税 315円
差引支給額10,000円）

1日 4時間以上 20,631円（源泉所得税 631円
差引支給額20,000円）

(2) 評議員

1日 4時間以内 10,315円（源泉所得税 315円
差引支給額10,000円）

1日 4時間以上 20,631円（源泉所得税 631円
差引支給額20,000円）

4. 理事において、施設、本部事務局の職に就く者には適用しない。

(報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

理事会、評議員会に出席の際に、その都度現金で支払う。

2. 報酬の支払額は、源泉所得税を控除した金額を支払う。

(改正)

第5条 この規定を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人大桜会理事会並びに評議員会の決議を経なければならない。

この規定は、平成29年6月25日より施行する。